

Go To 商店街事業

感染症対策 実施マニュアル

2020.10.12 ver.1
Go To 商店街 事務局

はじめに

「Go To 商店街事業」において事務局と契約し、イベント等を実施する事業者は、基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、商店街ガイドライン（商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針・全国商店街振興組合連合会）や業種別ガイドライン等の趣旨・内容を十分に理解・遵守していただく必要があります。

「Go To 商店街事業 感染症対策 実施マニュアル」（以下、「本マニュアル」という。）は、基本的対処方針等を踏まえ、本事業における感染症対策のポイントを事務局においてまとめたものです。

「政府の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0525.pdf

「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡」

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

「商店街ガイドライン」（商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針）

http://www.syoutengai.or.jp/news/2020/covid19_gl_syoutengai.pdf

「業種別ガイドライン」

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>

Go To 商店街事業 感染症対策 実施マニュアル

1. イベント等実施の条件

- 都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しないこと。
- イベント等参加者に対して、チラシやポスター掲示等を通して感染症対策を周知・注意喚起を徹底すること。（「2. イベント等参加者への周知・注意喚起」参照）
- 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと。
- 密閉空間での大声の発声、近接した距離での会話等が原則想定されないこと。
- 適切なイベント等実施時の感染症対策が講じられること。（「3. イベント等実施時の感染症対策」参照）
- 商店街に属する各店舗においては、小売業や飲食業のガイドラインを含め、業種ごとのガイドラインがある場合には、その記載事項を踏まえて、適切に対応すること。

2. イベント等参加者への周知・注意喚起

- 基本的感染症対策を励行いただくよう周知・依頼すること。
- 電子決済の利用を推奨すること。
- 接触確認アプリ（COCOA）や、各地域及び施設運営者による通知サービスのダウンロードを促すこと。

<基本的感染症対策>

- ・人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。
- ・密閉、密集、密接の、いわゆる「3密」を回避すること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・症状がなくてもマスクを着用すること。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避けること。
- ・こまめに手洗い・手指消毒を行うこと。
- ・高齢者等の重症化リスクの高い人と会う際は、事前に自身の体調を確認し、マスク着用、手指消毒等を徹底する等、体調管理をより厳重にすること。
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその者と濃厚接触がある方、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者とその者と濃厚接触のある方、その他体調がすぐれない方は来場しないこと。

実施にあたってのポイント

- 混雑した場合、主催者が感染対策上必要と判断した場合は、中断または中止する可能性があることを、主催者側だけでなく参加者へ通知することが必要です。

Go To 商店街事業 感染症対策 実施マニュアル

3. イベント等実施にあたっての感染症対策

①実施体制

- 企画のための打合せやリハーサル等、イベント等実施の準備段階においても十分な感染症対策を講じること。
- イベント等実施時間の分散、数回に分けての開催などにより、混雑を避けること。
- イベント等開催中やイベント等開催後に、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生または判明した場合、事務局に速やかに報告し、保健所の指示を仰ぐこと。
- イベントスタッフの適切な管理を行うこと。

<イベントスタッフの適切な管理>

イベントスタッフ等については、イベント実施時に限らず、イベント実施前の準備段階においても次の点留意し、新たな生活様式等に基づき感染症対策を行うこと。

- ・体調確認（検温、咳症状・咽頭痛・味覚障害等の有無）を行うこと。
- ・発熱等の症状がある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその者と濃厚接触がある方、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者とその者と濃厚接触のある方、その他体調がすぐれない方に対しては、自宅待機等の対応を行うこと。
- ・上記確認、対応を行うにあたって、事業者の責任者はイベントスタッフ等を適切に管理すべく、文書に記録し、保存すること。

実施にあたってのポイント

- 過去2週間以内にイベント参加、宴会、会食などを行ったどうかの確認が必要です。
また、体調確認は漏れがないように文書にて行うことを推奨します。

②商店街共用部

- 受付窓口などの人と人が対面するような場所では、アクリル板などで遮蔽すること。
- 消毒液を準備すること。
- トイレなどは、適時清掃、消毒作業を行い、ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止すること。
- 行列の発生が想定される場合には、行列整理や床の目印表示などにより適切な距離（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。
- 電子決済を利用できる環境を可能な限り整え、参加者へ利用を推奨すること。
- インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等をできるだけ避けるようにすること。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品は極力取り扱わないこと。
- パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とすること。

Go To 商店街事業 感染症対策 実施マニュアル

実施にあたってのポイント

- 消毒液は準備するだけでなく、適切な場所に設置し、共用部の消毒を適宜実施するように心がけてください。

③ サービス提供

- 飲料の提供は、ペットボトル、ビン、缶や使い捨ての紙コップなどで行うこと。
- 食品の提供は、来場客が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避けて、一人分を皿に取り分けたものを提供するなどの工夫を行うこと。

実施にあたってのポイント

- 食品の取り分けが困難であるような場合（参加者が直接取る必要がある場合など）のために手袋などを用意し、適宜使用してください。また、参加者が飲食をするような場合にはできる限り会話を控えるように促すか、テイクアウトなどの対応を考慮してください。

④ 商店街内の一部特定場所・時間におけるイベント等実施の場合の留意事項

- 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。また、大規模イベント（例えば1,000人を超えるようなもの）については、事前に都道府県等に相談すること。
- 参加者数が増大し、密集状態が懸念される場合は、事前予約制や入場整理券の導入など適切な入場制限等を行うこと。
- 三つの密が発生しやすい屋内でのイベント等は極力実施しないこと。実施する場合は、こまめな換気に努めること。
- 参加者の名簿を作成する等、連絡先を把握すること。
- 参加者の体調の聴き取りや検温を実施すること。
- マスク着用率100%とすべく、未着用者に対するマスクの配布、もしくは販売等を実施すること。
- イベント終了後は、交通機関や飲食店などにおける分散利用を促し、感染症対策を行うよう注意喚起を行うこと。
- イベント終了時には、分散退場をする等、人が密集しないようにすること。
- イベント実施時の収容率及び人数上限に関しては、適切な感染症対策の実施を前提に、当面、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、屋内イベントについては収容率50%以内と人数上限5,000人、屋外イベントについては参加者間の十分な距離（できるだけ2m（最低1m））の確保や人数上限5,000人を設定すること。

Go To 商店街事業 感染症対策 実施マニュアル

□ただし、「1. イベント等実施の条件」を遵守することを前提に、イベントの内容が以下の条件を満たす場合は、収容率及び人数上限についての制限を緩和することができる。

<開催制限の緩和条件>

○収容定員が設定され、大声を発することが想定されない場合

- ・収容人数5,000人以下 → 収容率100%まで
 - ・収容人数5,000人超 → 収容率50%以内または5,000人のいずれか多い方
- ※ただし、参加者の適切な行動確保ができる場合は、収容定員まで。

○収容定員が設定され、大声を発することが想定される場合

- ・収容人数にかかわらず、収容率原則50%以内

○収容定員が設定されていない（屋外等）場合

- ・十分な人と人との間隔（できるだけ2m（最低1m））を空けること。

実施にあたってのポイント

- 密集するような事態が生じた場合には中止できる手順を用意するように心がけてください。

4. 事業実施にあたってのお願い

- 事業実施にあたっては、事業者から事務局に対して宣誓書を提出していただきます。
- 感染症対策の実施状況の調査を目的に、イベント等を実施する事業者に対して、イベント等の開催日時に合わせて事務局の調査員が個別訪問し、感染症対策の実施状況を確認し改善を求める等、事務局が現地調査を行う場合がございます。
- その調査結果や、イベント等実施後の報告により、宣誓書の内容に従っていないことが判明した場合は、契約違反とみなし、契約を破棄することがございます。
- 感染状況を踏まえ、都道府県から商店街等におけるイベント開催の自粛要請が発出された場合等のイベント等については、契約後であっても事務局より中止を求めることがあります。予めご了承ください。

※本マニュアルは、今後の各地域の感染状況やイベント等の実施状況等を踏まえて、随時見直していく。

Go To 商店街 事務局
令和2年10月12日現在